

平成20年 第10回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成20年 6月12日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成20年6月12日

## 東京都教育委員会第10回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第47号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実  
施方針について

第48号議案 点検・評価に関する有識者の委嘱について

第49号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

(1) 北地区総合学科高校基本計画検討委員会報告について

(2) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	高 坂 節 三
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	中 村 正 彦

事務局（説明員）	教育長（再掲）	中 村 正 彦
	理事	岩 佐 哲 男
	総務部長	志 賀 敏 和
	都立学校教育部長	新 井 清 博
	地域教育支援部長	皆 川 重 次
	指導部長	高 野 敬 三
	人事部長	松 田 芳 和
	福利厚生部長	秦 正 博
	特命担当部長	森 口 純
	人事企画担当部長	直 原 裕
	教育政策担当参事	石 原 清 志
	特別支援教育推進担当参事	高 畑 崇 久
（書 記）	教育政策室政策担当課長	黒 崎 一 朗

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから平成20年第10回定例会を開会いたします。

取材・傍聴関係ですが、本日は、報道関係は、東京新聞ほか1社、合計2社、個人は1名の方からの傍聴の申込みがございました。傍聴を許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。

入室していただいでください。

## 会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、内館委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

## 前々回の会議録

【委員長】 前々回4月24日の第8回定例会の会議録については、先にお配りいたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認を賜りたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。第8回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回5月22日の第9回定例会の会議録が机上にお配りしてございますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題等のうち、第48号議案、第49号議案及び報告事項（3）につきましては、人事等に関する案件ですので非公開にしたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、この件については御了承いただいたということで進めさせていただきます。

## 議 案

### 第47号議案 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

【委員長】 第47号議案、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についての説明を、教育政策担当参事、よろしくお願いいたします。

【教育政策担当参事】 第47号議案について御説明させていただきます。

資料の「参考」の1に、根拠法令について記載してございます。昨年、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正が行われ、新たに第27条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」という内容でございます。

この条文の施行は平成20年4月1日となっておりますので、本年度より行う東京都教育委員会の点検・評価についての実施方針を策定するものでございます。

まず「趣旨」でございます。1点目として、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。2点目として、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進するというところでございます。

次に「実施方法」です。点検・評価を行う対象の施策、事務事業は、毎年度策定する「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」として、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとして、毎年1回実施してまいります。施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検・評価を行い、報告書を作成します。また、法に規定されている教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るために、「点

検・評価に関する有識者」を設置することといたします。「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱し、任期は3年とします。教育委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書は都議会へ提出いたします。また、報告書は公表するものといたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【委員長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問がございますか。

【高坂委員】 この有識者は、どのような方ですか。

【教育政策担当参事】 後ほど人事案件として議案を提出いたします。

【高坂委員】 わかりました。

そして、この四つの基本方針に基づく主要施策の38項目について、後ほど委嘱する有識者に一度調べていただくということですね。

【教育政策担当参事】 見ていただいて、御意見をいただきます。

【高坂委員】 わかりました。

【委員長】 それでは、この件については、原案のとおり御承認いただいてよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——本件につきましては、原案のとおり御承認いただいたということにさせていただきます。

## 報 告

### (1) 北地区総合学科高校基本計画検討委員会報告について

【委員長】 報告事項(1)北地区総合学科高校基本計画検討委員会報告についての説明を、特命担当部長、よろしくお願いいたします。

【特命担当部長】 北地区総合学科高校基本計画検討委員会の取りまとめが終わりましたので御報告します。

北地区総合学科高校については、都立高校改革推進計画に基づき、平成8年開校の晴海総合高等学校をはじめ、全都で総合学科高校を10校設置する計画の最後の10校目になります。

基本的な枠組みですが、全日制課程の総合学科として、前期・後期の二学期制で単位認定を行います。修業年限は3年、学級数が18学級、生徒数720名、開校は平成23年度で、母体校、設置場所とも、都立王子工業高等学校でございます。

学校像としては、自分の進路を主体的に考え、必要な学力を身に付ける。キャリア教育を通して規範意識をはぐくむ。地域の歴史や伝統文化を学ぶことを通じて、地域への愛着と豊かな創造性をはぐくむ学校でございます。

系列は、5系列でございます。工業高校のこれまでの実績がありますが、今後の生徒の動向も踏まえて5系列としました。

メディア・ネットワーク系は、情報技術に関する知識と技術を習得することとしております。「特色ある選択科目例」の欄に☆印がついていますが、これは学校設定科目で、特色ある科目を各学校が工夫してできるようになっております。学校設定科目としてコンピュータグラフィックのほか、学習指導要領に示されている科目では、情報技術基礎、マルチメディア表現を選択できることになっております。

ビジネス・コミュニケーション系は、流通、経済、会計の知識と技術の習得で、主に商業系になります。

工業・デザイン系は、工業の基礎知識などの科目もありますが、専門的ではない内容になっており、基礎的な技術を踏まえ、工業やデザインを学びます。

伝統文化・工芸系は、学校像に地域の歴史と伝統文化を学ぶということもありますが、北区には伝統工芸が15業種あります。彫金、鍛金、竹工芸などで、特に鍛金については人間国宝の方がその継承に非常に熱心で、区も力を入れておりますので、これらの方々の技術の学習・体験を通して日本の伝統文化や工芸の技術を学びます。

スポーツ・健康系は、健康・安全、スポーツの技術等の習得で、ライフガードや通常の体育理論、栄養などの科目を学びます。地域にナショナルトレーニングセンター、サッカー場がありますので、まだ相手方と協議はしておりませんが、今後、連携も視野に入れて検討を進めていきたいと考えております。

指定科目は、「人間と技術と環境」で、1年次に全員が環境に配慮した取組の学習や体験を通じて学び、その後の教科学習においても環境問題を意識できるようにしていきます。例えば、工業の資源やリサイクル、身近な環境測定などを学ぶことを想定

しております。

年次計画は、平成21年3月に王子工業高等学校が閉校になります。その後、実施設計、改築、一部改修等を行い、平成23年度に開校する予定です。

母体校の特色についてです。工業高校のキャリア教育推進研究校として、産業界と連携した進路指導を行っており、外部講師、卒業生、中小企業の経営者などによる進路や就業に関する講演会などを実施しております。中学校への出前授業や中学生のインターンシップの受入れを行っており、中学生への製図や数学、電子オルゴールの製作などを行っております。また、日本の歴史と文化を尊重する態度を育てるとして、身近にある歴史的な飛鳥山公園、旧古河庭園、王子稻荷、名主の滝等の施設を活用しながら、日本の歴史と文化を学んでいます。定時制課程では、毎月のボランティア学習というものがあり、地域清掃をかなり熱心に行っております。こうした取組を新しい学校でも生かしていきたいと考えております。

総合学科の特徴については、資料のとおりです。全生徒が履修するものとして、「産業社会と人間」という科目があります。これは、今後の生徒の在り方、生き方を学ぶ科目ですが、北地区総合学科高校では、それに加えて礼儀、作法等の社会ルールを学ぶということも入れていきたいと考えております。

母体校である王子工業高等学校の所在地は、都営三田線の西巢鴨駅から5分、都電の西ヶ原四丁目から6分で、交通も比較的便利なところです。母体校である王子工業高等学校は、昭和16年の創立です。

現在の配置図がありますが、敷地に若干段差がありますが、今後、設計を行う中で工夫していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

**【委員長】** ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

**【内館委員】** 伝統文化・工芸系列のところ、デザイン史はともかくとして、インテリア計画とはどういうものなのか具体的にわかりにくくて、いただいた小冊子を拝見すると、インテリア計画、インテリアエレメント生産のようなことが書いてありますが、これは、日本的なインテリアということですか。そうすると、ふすま、障子、

独特な切り窓など、そうしたインテリアですか。

【特命担当部長】 これから詰めていくことになりますが、やはりインテリアに関して広く学ばないといけませんので、日本のものだけということではありません。

【内館委員】 洋風のものもすべてですか。

【特命担当部長】 日本のものを踏まえながら洋風のものも勉強していきます。日本のことに重点を置いて学習しますが、あまり日本に固執せず、広く技術やセンスを学習することを考えております。

【内館委員】 例えば、インテリアエレメント生産というのは何を学習するものですか。

【特命担当部長】 後で具体的なものをお知らせいたします。

【内館委員】 日本のインテリアというのは、突き詰めていくと、とても広範囲に渡りますので、どういうことを学習するのか、疑問に思いました。それは後でお願いします。

それから、今回の秋葉原の通り魔事件のときに、一般の人たちが一斉に心臓マッサージなどの救助活動をすることができたということがテレビでも報道されていて、救急処置をかなり学んでいるということが言われていましたので、このスポーツ・健康系列のライフガードの部分は、選択ではなくて必修にしてもいいような気がしました。

【特命担当部長】 スポーツ・健康系列には当然そういうことが入ってきますが、教科「奉仕」の中でも、救急救命講習やAEDの使い方などの講習を行っております。必修ではありませんが、比較的多くの学校で取り入れております。

【内館委員】 とっさに止血して、心臓マッサージをしたりという救命措置を行ったというのは大したものだと思います。

わかりました。

【瀬古委員】 スポーツ・健康系列というのは、学科ですか。

【特命担当部長】 これは系列です。学科の場合、卒業までに体育に関する専門科目を25単位学ばなければいけないのですが、系列ですので、通常の必修科目のほかに、健康・スポーツに関する指定科目と自由選択ができるということです。主に健康・スポーツに関する教科を中心に選択し、学んでいくということです。

【瀬古委員】 体育専門の学科ということではないのですね。

【特命担当部長】 そういうことはありません。普通教科もあります。

【委員長】 資料の11ページに、まず必履修科目が記載されていますが、これはすべての生徒が学習するものです。12ページに原則履修科目というのがありますが、これも原則としてすべて学習します。その次に、総合選択科目がありますが、瀬古委員が御指摘のスポーツ・健康系列は、14ページに記載されています。普通教科・科目は、系列によって多少変化はありますが大体似たようなもので、専門教科・科目に大きな違いを出してあります。

【特命担当部長】 それ以外に自由選択科目があり、自由に選択ができますので、必ずしもということではないのですが、例えば理科で地学Ⅱや物理を学びたいということであれば、学習できます。専門学科の体育学科であれば、卒業までに74単位のうち、25単位は体育に関する教科・科目を取らなければいけないのですが、総合学科は、従来の普通科と専門学科、これに並ぶ第三の学科として、両方の教科などを選択できることになっています。

【瀬古委員】 先ほど、ナショナルトレーニングセンターと連携するという話がありました。何を連携して行うのですか。

【特命担当部長】 特別活動、通常の授業でも取り入れられるのではないかと考えております。例えば、施設や競技団体などの協力を得るなどですが、まだ、具体的な検討はしていません。

【瀬古委員】 わかりました。ここは近いですね。

【特命担当部長】 はい。ナショナルトレーニングセンターまでは4.4キロぐらいです。

【教育長】 ナショナルトレーニングセンターは施設も充実していますが、そこに集まっている講師陣の方々とこの学校とが協力して何かできないかということで、これから協議に入ります。御助力いただければと思います。

【瀬古委員】 この学校では、クラブ活動など、スポーツで何か力を入れてやろうということはあるですか。そこまではまだ検討されていませんか。

【特命担当部長】 部活動に関してはまだこれからです。まだ、学校の枠組みを決

めている段階です。

【瀬古委員】 わかりました。

ここは随分グラウンドが小さいように見えるのですが、これではかわいそうだと思います。

【特命担当部長】 グラウンドが狭いこともありまして、ナショナルトレーニングセンターを是非使わせていただければと思います。

狭いといっても、標準的な広さですので基準は満たしております。総合学科で、専門的にスポーツを行うということではありませんが、十分にサッカーができる広さがあります。体育館もありますので、屋内の運動競技も考えられます。

【瀬古委員】 わかりました。

【高坂委員】 総合学科は、普通科と専門学科の中間のようなものだということが書いてあった記憶があるのですが、検討委員会の報告書の4ページを見ると、専門学科では就職をする生徒が半分近いわけです。しかし、今までの総合学科の流れとしては、総合学科になると、むしろ、その他との関係もあるのですが、就職はあまりしなくなっています。今、専門学科の学校を総合学科に変えていくということは、高校卒の就職が難しくなっているというか、あまり期待できない、あるいは、大学全入の時代だからということなのか。その点が一つ。

もう一つは、総合学科の各々の学校によって違うのですが、工業高校という専門学科から変わっていった学校の進路は、文科系よりも理科系に進むほうが多いのか。その辺、平成19年にまとめた報告書を、後でもう一度読ませてほしいと思います。その辺の検証を基にして、この高校にどういう特色を持たせるのか。北区にはいろいろな伝統技術もあるし、そういうところから考えると、やはり工業的な方向へ進むのか。その辺はどのようなイメージでしょうか。

【特命担当部長】 平成19年度の統計調査につきましては、今、データを持っておりませんが、私の過去の経験から言いますと、工業高校の傾向としては、工業系に進む場合もありますが、販売や製造業などかなり進路は多様です。専修学校に進学するということがあります、大学に進学する生徒も増えているようです。

それから、総合学科は進学・就職のどちらにも対応できる仕組みになっていますの

で、必ずしも就職を前提としていません。入学してから進路を考えて、どちらに進むかということ、科目の「産業社会と人間」などを通じて自ら考え、そのために必要な履修をしていくことになります。

ただ、総合学科の大学等への進学が50パーセントという数字につきましても、卒業生を出している3校の平均で、他の総合学科の高校の数は入っていません。全国と比較すると、東京都の総合学科高校は大学進学、専修学校への進学が多くて、就職は少ないです。今後はどうなるかわかりません。

それから、全国的に見ると、総合学科高校は、東京都とは若干違い、専門学科の高校を中心に改編してきたという経緯があります。専門学科高校の入学選抜倍率が低いということもあり、専門学科高校を母体に総合学科に変えてきたという傾向のようです。

**【高坂委員】** 入学選抜の倍率から見ると、専門学校を総合学科に変えたことによって、受験生の人気度が上がっていると考えていいですか。

**【特命担当部長】** 都の場合は、全体的に入学選抜の倍率は上がっております。全国的には、卒業後の進路としては就職が多いようです。ただ、総合学科の高校は都のようにそう幾つもあります。ただ、東京都の場合、総合学科については中途退学の率が低く、入学選抜の倍率も高い状況です。専門学科では専門教科・科目を3年間で一定の単位数を学ばなければいけないのですが、総合学科の場合はいろいろな選択の組み合わせが可能です。それは良くないという意見もありますが、多くの組み合わせができて、工業科目、商業科目、健康など自由選択でできるので、進路に応じた選択肢が広がるという評判があります。

**【高坂委員】** 生徒の履修例が出ていますが、これを見ると、英語にかけている時間が少ないのです。これから、コンピュータなど、みな英語を使わないと世界に通じないのに、英語をほとんど勉強しないような例もあるようです。特に3年生では、若干、英検に関する履修が出てきたりはしていますし、選択だからということがあるかもしれませんが、このようなことでいいのでしょうか。

**【特命担当部長】** 履修例として、リーディングもありますが、これは一つの履修例ですので、どの大学に進むか、推薦で入るのか、一般で入るのかということも考え

ながら、生徒によっては、英語をもう少し履修しなければいけないという時は、個別のガイダンスを通じて指導していくこととなります。工業高校や商業高校の場合、英語検定で資格を取らせています。この学校では、それぞれの生徒の組合せによって、英語を多く取ることも可能になります。

これはあくまでも履修例として想定したものですので、実際の組合せは生徒の進路によって変わってきます。

**【委員長】** 高坂委員の御指摘は、学校がどう指導するかは、就職状況や進学状況がどうなってくるかによって決まってくるのではないかと思います。多分、ご指摘のような方向に進むのではないのでしょうか。必然的にそうなると思います。

**【高坂委員】** そう思います。パソコンを扱うには英語ができないと話になりません。

昨日、アメリカの大学で教えている友人が日本へ来て、一緒に食事をしたのですが、こここのところ、日本の学生の退潮は目を覆うばかりで、中国、韓国の学生が増えてきているそうです。最大の問題は、日本人は英語ができないことだと。だから、さみしくてしょうがないと言っていました。日本学科が六つほどあったものが二つに減って、更にまた一つに減りそうだというので、日本語を教えている日本人が、自分の生活にも影響するほどだそうです。こんなことで本当にいいのかということをお互いに嘆いていました。

いずれにしても、これを見ても、英語に関してあまり熱意がないような気がします。

もう一つ言わせていただくと、この間、ある都立高校での英語の授業風景を見せてもらいました。いかにもまじめでしっかりした先生だと思いましたが、正直に言うと、発音がよくありませんでした。世界に通用する英語を見に付けるためには、もう少し考えなければいけないと思いました。以上、印象にすぎませんが。

**【竹花委員】** その英語ができない一人です。私は大学入試の英語はよくできましたが、話せなかったですね。それが大きなショックとして戻ってきて、本当にできないと思ってしまう。恐らく、そういう方は多いと思います。

今、TOEICやTOEFLがありますが、あれは、高校の英語の履修状況を確認する上で活用することはしていただけますか。

【指導部長】 TOEICあるいはTOEFLで学習到達状況を確認することは、組織的な計画としては行っていないかと思いますが、TOEIC、TOEFLなどの受験を奨励している学校、あるいは、学校設定科目として英検講座、TOEIC講座を設けている学校もあります。

【竹花委員】 今、私が勤めている企業では、TOEIC何点以上が昇進の条件でもあります。そういう企業は、国際的な活動をしている企業の中には多いのではないかと思います。そういう世間の状況も踏まえて、英語を教えている先生にも受けてもらって、きちんとそれなりの点数を取ってもらいたいと思います。

そういう新しい動きを全体的につくり出すようなことを、もちろん、TOEICだけというわけにはいかないかもしれませんが、試験も安く受けられるようにすることも考えて、東京都が本気になってグローバルに活動できる人を育て始めたという雰囲気はどこかであっていかないといけないのではないかと思います。目標が定められないから、みんなもなかなかその気にならないのではないかと思いますので、そういう新しい取組を考えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【委員長】 今、東京都はJETティーチャーをどのくらい引き受けているかわかりますか。私、地方ではたくさん会ったことがあります。東京ではほとんど会ったことがありませんね。

【指導部長】 詳細な数は確かではありませんが、国のJETプログラムによる外国青年招致事業の方は確か10名以下かだと思います。ただ、都立高校には、希望するすべての学校に外国人の英語補助員を入れております。

【高坂委員】 一番の問題は、英語補助員が教えた後、ネイティブな英語を理解しない英語の先生が直すから、また元に戻るという不満もあります。あくまでも補助員であって、法的には教えられないでしょう。これは東京都がどうこうというよりも文部科学省の問題かもしれないが、補助員制度の活用の仕方をもう少し考えていただかないといけない。先ほどの学校でも英語補助員はいるのかと聞きましたら、いるということでした。だから、補助員がいても、その人から教えてもらった後で、また専門の英語の先生が出てきて話すとともに戻るといった話もありますので。

【教育長】 いろいろと課題はありますが、指導部長は英語科の教員でもあります

ので、検討させます。よろしく申し上げます。

【委員長】 川越の高等学校だったと思いますが、交換留学をしているようで、アメリカ人の高校生男女2人ずつくらいと日本の高校生が、駅で、同じ方向へ一緒に帰るのに出くわしたことがあります。日本の高校生は相当に苦しそうでしたが、懸命に会話をしていました。そうした体験は非常に身に付くと思います。アメリカ人は日本人とは違って、相手がわからなくてもどんどん話をしますので、日本人の高校生は、必死で対応していました。なかなか良い光景だなと思いましたが、そのような試みをどんどん増やしていくとよいのではないのでしょうか。

【高坂委員】 長野県の高等学校のジャズクラブがワシントンの桜祭りに行って好評を博しましたね。東京都からそういうものが出るように指導していただいて、ああいうところに行けば、どうしても英語を話しますからね。

【委員長】 竹花委員の御発案は非常によいと思います。東京からそういうメッセージを発して、まず東京の若者、東京都民をグローバル市民にするということですね。是非よろしく申し上げます。

それでは、この件については、報告事項として承ったということによろしいでしょうか。――〈異議なし〉――ありがとうございました。本件につきましては、報告として承りました。

## (2) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 報告事項(2) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、指導部長、よろしく申し上げます。

【指導部長】 本日は、第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、御説明します。

今年度の審議会に対する諮問事項は、3月28日の教育委員会定例会において御決定いただいた3点、1点目が教科書採択方針、2点目が教科書調査研究資料、3点目が教科書の採択案についてでございます。

1点目の教科書採択方針につきましては、去る4月24日の教育委員会において答申

を御報告させていただきました。本日は、諮問事項の2点目である教科書調査研究資料について答申が出たので御報告させていただきます。

答申文を、まず読み上げさせていただきます。

「諮問のあった別冊の教科書調査研究資料は、平成21から22年度使用小学校用教科書及び都立特別支援学校（小学部）用教科書並びに特別支援教育教科書の調査研究資料として適切であると認められるので、これに基づいて東京都教育委員会は、教科書の適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対しても、十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。」と示されております。

この答申文の中に「別冊の教科書調査研究資料」とありますが、1点目が特別支援教育教科書調査研究資料、2点目が教科書調査研究資料小学校用、3点目が都立盲・ろう・養護学校（小学部）教科書調査研究資料、この3点でございます。

初めに、「特別支援教育教科書調査研究資料」という冊子について御説明申し上げます。表紙には、「学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）」と示されております。

「特別支援教育教科書調査研究資料」の1ページに、「学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）」と示されております。特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級においては、文部科学省検定済教科書、または文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができる旨定められていますが、この規定に基づき、一般に市販されている図書の中から教科書としてふさわしいものを調査研究したものがこの冊子でございます。

調査研究に当たっては、学習指導要領の各教科の目標を踏まえ、より専門的な調査研究を行い、児童・生徒の障害の状況や教育的ニーズを十分に考慮し、この冊子をまとめました。

3ページに「3 調査内容」という部分があります。「（1）調査対象」にア、イ、ウと示しております。調査対象としては、アとして、昨年度の調査研究資料に掲載されていない図書で、都立特別支援学校から指導部に推薦があった図書を調査対象にさせていただきました。イとして、昨年度の調査研究資料に掲載されていない図書で、都立特別支援学校高等部の準教科書として承認した図書も調査対象にさせていただきます。

ました。ウとして、市販本のうち特に有益な図書について加えて調査対象とさせていただきます。

「(2) 調査項目」については、先般も御報告申し上げましたが、内容、構成、分量、表記、表現及び使用上の便宜について調査したものです。

なお、特に市販の図書を教科書として使用する際の使用上の配慮事項やその他参考となる事項についても、今回あわせて調査させていただきました。

続いて、4ページ中ほどに表組みがあります。A段階、B段階、C段階と示してありますが、特別支援教育に使用する教科書については、特に発達段階に合った図書を選定することが極めて重要です。したがって、そうした発達段階を考慮して、今回、調査研究を行いました。

A段階は、話し言葉はないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階にあるもの。B段階は、話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念がわかる段階にあるもの。C段階は、簡単な読み書きは可能であるが、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階にあるものと示してあります。つまり、A段階は発達の程度に重度の障害があるもの、B段階は中度のもの、C段階は基本的には文部科学省の検定済教科書は使用できないが、重度ではないというものです。

今回、調査研究を行った図書の冊数は、「生活」から「外国語」まで12教科について、あわせて84冊を調査対象とさせていただきます。このうち、調査研究の結果、適切であったと認定されたものが71冊です。適切ではない図書冊数として13冊。また、前回までの調査研究の結果、適切であると判断されたものが584冊です。

ただし、平成19年度に適切であると認めた584冊のうち、現在、供給不能となっているものが12冊があります。したがって、584冊から12冊を引いて572冊、これに加えて、今回、71冊が適切な図書ということなので合計が643冊となっております。

「平成21～22年度使用特別支援教育教科書調査研究資料（学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）」では、643冊について調査研究をした取りまとめが示されております。

具体的な図書の例を上げて御説明します。調査研究資料の70ページを御覧ください。

表頭に「☆ 国語 75」、「ももたろう」というものがあります。本日は実際に教科用図書を持ってきましたので、この「ももたろう」については後ほど御覧いただきたいと思います。昔話の「ももたろう」を10の場面に分け、各ページ、それぞれ上部に文章と点字、下部に挿絵の形で構成されております。点字やイラストが立体印刷されており、知的障害と併せて視覚障害もある児童・生徒に対しては優れたものではないかということです。

216ページを御覧ください。「☆ 家庭 6」は今回新たに調査して加えたものです。「自立生活ハンドブック14 COOKおいしい」という図書ですが、これは主に家庭料理を中心に19種類の調理の作り方について紹介しております。1種類の料理が見開き2ページで構成されており、左側に完成した写真を掲載し、右側に材料と調理手順を示しております。障害がある児童・生徒にとって、調理手順が理解しやすいということで適切な図書として審議会から意見をいただいております。

続きまして、先ほど、適切ではない図書として13点あると申し上げましたが、この調査研究資料の中には、適切ではないものは入っていません。例として、「ドン！ドコ！ドン！たいこ」という図書があります。これは音楽で使うもので、例えば、曲に合わせて太鼓をたたくものです。これは、教科用図書というよりは、教具の一つであろうということ、また、全体でみんなが使う場合には課題が残るであろうということで、不適切な図書として認定させていただきました。

したがって、一般図書を教科書として使用するに当たっては、適切であるかどうかについて、障害の程度、教育的ニーズ等を踏まえ、調査研究をさせていただき、審議会において御判断いただいたものがこの冊子でございます。

続きまして、小学校用の教科書調査研究資料です。小学校の教科書の採択替えがあった平成16年度にこの二つの冊子をつくっております。小学校については、各教科について、内容、構成・分量、使用上の便宜等について調査研究したものであり、特別支援学校で使うものについても、障害の程度、教育的ニーズも加味して調査研究資料をまとめました。

今年度は、小学校の教科書の採択替えの年に当たっており、通常であれば、新たに調査研究資料を作成するわけですが、平成21年度から使用する小学校用の教科書につ

いては、新たに発行される教科書がなく、現在使用しているものが採択替えの対象になります。文部科学省からも、前回用いた調査資料を適宜利用するなど、採択手続の一部簡略化も可能であるという判断が示されておりますので、今回の採択替えに当たっては、平成16年度に作成したこの2冊の調査研究資料を活用したい旨、審議会に諮りましたところ、答申にありますように、適切であるとの御判断をいただきました。

以上、答申について御説明させていただきましたが、今後とも、都教育委員会として、これらの調査研究資料に基づき適切な採択を行い、また、他の採択権者に対しても指導、助言、援助のための資料として活用してまいりたいと思います。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【高坂委員】 社会科で適切ではない図書冊数が多いですね。今、音楽の例は出されましたが、社会科で適切ではないというのは、どういうことが理由で適切ではなかったのでしょうか。

【指導部長】 一般的に、特に知的発達障害を伴う子供たちが活用するもので、その程度で判断していると思います。

【指導部管理課長】 不適とされたもののうち、通常我々が誰でも使う道路地図の多摩版を推薦してきた学校があります。学校の近くのことを知りたいという意味で推薦してきたのだらうと思いますが、漢字にルビが振ってあるなど、そうした配慮はされていないので、実際に使えるかという観点から、これは不適であろうというような例がありました。

【高坂委員】 わかりました。

【委員長】 ほかにはよろしゅうございますか。――〈異議なし〉――ありがとうございます。本件については、報告として承ったことにさせていただきます。

## 参 考 日 程

- (1) 定例教育委員会の開催

6月26日（木）午前10時

ホテルフロラシオン青山

7月10日（木）午前10時

教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会 委員長協議会、教育長協議会、理事会

6月27日（金）午後

ホテルフロラシオン青山

【委員長】 次に、今後の日程についてお願いします。

【政策担当課長】 次回の定例教育委員会の開催ですが、6月26日、木曜日、ホテルフロラシオン青山にて予定しております。次々回は、7月10日、木曜日、教育委員会室にて予定しております。時間は、ともに午前10時からでございます。

6月27日、金曜日、委員長、教育長が対象ですが、全国都道府県教育委員会連合会がホテルフロラシオン青山にてございます。

以上です。

## 日程以外の発言

【委員長】 ほかに何かございますか。

【竹花委員】 最近のマスメディアの中で気になる記事が二つありましたので、一つは要望、もう一つは御質問にて議論をお願いしたいというものであります。

一つは、私もその本を詳細に読んだわけではないので関係の部分しか承知していませんが、教職員のプライバシーがその本の中に書かれていることに関して訴訟が提起され、最高裁でも東京都の主張が認められなかったという記事が最近出ていました。この点に関して、全体の裁判の状況等は私にはよくわかりませんが、その本の中に書かれた問題の箇所だけを見ても、教育庁が持っている様々な保秘にかかわる情報について、不適切な取扱いがあったようにも見受けられます。

これは、個人情報保護法を含めて、組織が持っている情報をどう守っていくか、保っていくかは、公的な職場ばかりではなく、民間企業を含めて非常に重要な課題となっており、国際的にもそうした問題は大変大事にされております。

そういう流れの中で、この判決の当否は別として、そうした流れをもう少ししっか

り踏まえて、情報のセキュリティ、保秘の問題について適切な対応をとるように、是非とも教育委員会行政に当たる方々をお願いしたいと存じます。これが1点目です。

もう1点は、東京都が示した学校運営に係るマネジメントの仕方について、採決や挙手を行うべきではないといったような通達が、学校現場の先生方の意見の表明をやや鈍らせているのではないかという、都立三鷹高等学校の校長先生の指摘の報道がなされております。これについては、状況がよくわかりませんので、まず、そういう通達がどういう経緯でなされたのか、その通達が出されて以降、全体として今の運営の状況について、通達が目指したものがどのように生かされているのかといったような点についてお話をいただければと存じます。もちろん、本日でなくても結構です、本日答えられるものであれば答えていただければと存じます。

【特命担当部長】 学校経営の適正化につきましては、これまで長い経緯があり、平成10年7月の東京都立学校の管理運営に関する規則の改正から現在まで、10年経過しております。私どもの見解としては、学校においては、校長の経営計画の下に全教職員が協力して一定の共通認識を持ちながら、教育課題を的確に解決し、自主性をもって児童・生徒の指導の充実、向上を目指し、組織として創意ある取組が必要であることは今も変わりません。

しかしながら、都立学校においては、平成10年の管理運営規則の改正以前は、学校教育法上は当時も校長が全校務に決定権を有していることは明確でしたが、それにもかかわらず、校内の分掌・人事、予算、生徒指導方針の他に、本来は条例や規則で決めなければいけない勤務条件やサービスまで学校独自の「内規」と称する規定をつくり、それを所管する委員会もあり、メンバーも職員で互選するという状況でした。このときにおいても、職員会議は法的には意思決定機関ではありませんでしたが、職員会議において、職員の多数決により採決していました。したがって、職員会議の多数決による決定に、校長は事実上拘束されており、校長の方針が職員会議で反対多数として採決されることや、それぞれの職員が十分な検討をしていない、情報や共通認識が不足している、論点や議題が十分に整理されていないにもかかわらず、焦点の定まらない意見や不毛な議論、散漫な意見、そのようなことが職員会議で出され、時には会議が長時間、長期化し、やり直しや審議不十分で校長の決定を遅らせることもあり、

いわゆる迅速な決定がされていなかったという実態がありました。

現在、学校ごとに管理運営規程をつくって意思決定の手順を決めているのですが、当時は学校によって内規がばらばらで、職員会議の決定を意思決定機関であると決めたり、それぞれの学校によって職員会議の位置付けや運営が違っていました。校長権限を不当に制約するとともに、責任の所在が不明確であり、教員が決め、管理職が責任を取るといったことが行われてきました。

このため、平成10年7月から平成18年まで、学校経営の適正化に向けて東京都立学校の管理運営に関する規則を順次変えております。管理運営規則の改正や通知を含めて、職員会議の位置付けを職員会議は意思決定機関ではないことや、校長が決定するに当たって職員の意見を聞くことなどの職員会議の機能を明確にしました。国は、平成12年に学校教育法施行規則を変えておりますが、都はその前に職員会議の位置付けを明確にして、管理運営規則を変えております。

また、学校の内規を廃止し、内規による人事委員会、予算委員会、分掌委員会などと称するものも廃止しました。職員会議の司会も職員による互選で、運営そのものを司会が仕切っていたり、校長が任命しない司会を「議長」と称したこともあったようです。また、議事録もきちんと整備されていなかったということもあり、これらについても順次改善を図ってまいりました。

特に、経営計画をもとに組織的に校務を行うため、学校によりばらばらな内規で決めていたものを、校務を直接推進する分掌組織をつくり、教務や進路、生活指導、学年など、すべて校長が認め、決定した組織としました。それまでは組織に校長が関与しないということもありました。校内には部や委員会などがあって、学校としてそれぞれがかかわるわけですから、各分掌相互間の連絡調整や企画立案を行うための組織として、管理職だけではなく、当初は主任、その後は主幹、学年主任などで構成する横断的な企画調整会議を設け、意思決定の経緯を透明化し、都民にもわかる、責任ある経営体制としました。これが平成10年のことです。

企画調整会議は、従来は職員会議の議題整理を運営委員会などと称する場で行っていましたが、職員会議の議題を整理することだけではなく、学校の中心となる組織として、校長、副校長や職員が各分掌から多くの情報、課題、多くの職員の意見や議論、

こうしたものを相互にやりとりしながら共通に認識し、課題解決や新たな施策、今後の経営の方向性を議論する場としました。職員の経営参画の下、迅速に校長が意思決定を行い、学校が組織として機動的かつ的確に対応するために必要な機能が企画調整会議であることを平成10年に位置付けました。しかしながら、その後、そうした改善、整備をしたにもかかわらず、職員会議において、校長の方針や意向を、採決や挙手により撤回を求めたり、校長の意思決定の際に、多数決で圧力をかけるなどの実態がありましたので、平成18年4月に、企画調整会議を中心とした学校経営や職員会議の議事運営についての適正化を再度通知いたしました。平成13年に続き、2回目の通知となります。

今の報道では、職員会議の挙手についての問題だけが取り上げられていると思います。挙手がいけないのか、議論することがいけないのかと言われていますが、これは適正化通知の一部で、これまでのいきさつを含め、挙手採決等の方法を用いて職員の意向を諮ることは、本来、組織的に行われるべき企画調整会議の機能を否定すること、校長が本来有している決定権に少なからず影響を与え、圧力をかけることとなります。また、職員会議は議決機関ではないにもかかわらず、議決機関になりかねないため、不適切といたしました。

校長と職員の意見交換につきましては、すべて職員会議で行うことは現実的ではなく、日ごろの校務に関する連絡や相談、意思決定過程など、自己申告という機会もありますが、こうした中でお互いに意思疎通を図り、そして、各分掌からは必ず、検討状況については文書報告が校長に上がってきますので、そうしたものと企画調整会議で職員の議論や意見を聞くこととなります。

それから、職員会議の場で議論してはいけないといったことが一部伝えられているようですが、これは、日ごろのコミュニケーションをもとに職員会議の場を活用して、校長は、あくまでも決定機関ではなく補助機関であることを踏まえた上で、校務運営に関して広く職員の意見を聞くことは経営者としては必要です。この通知の一部を取り上げて、あるテレビ局が、「職員会議の場で議論し、教職員の意向を挙手等で確認するような学校経営は許されない」という文章をズームアップしたのですが、これは前段が抜けております。「企画調整会議において議論されるべき学校経営に関わる事

項を企画調整会議で十分に議論せずに」の文章が抜けておりますので、受け取り方が全く違います。これは直ちに抗議しましたが、テレビ局側からは、問題はないという回答でした。

一般的には、職員会議は決める場である、職員会議で決まったからということがよくテレビのドラマなどの場面であります。学校が学校らしく機能して前向きに進んでいくというのは職員会議の決定ではなく、あくまでも全教職員の参画の下で校長が適切な判断ができ、それぞれの教職員の取組や活動が必要であるということであり、職員会議の認識について、これは私は誤解であると思っております。

ただ、三鷹高等学校の校長の主張が特定の報道機関で取り上げられているようですので、これについては、何をどう主張しているのか、報道だけではよくわからないので、こちらとしてもいろいろ分析したのですが、報道だけではわからない部分があります。どういう趣旨なのか、何を言っているのかわからないので、直接、校長からできるだけ早く話を聞いて、もし誤解や理解不足があると困りますので、近々対応していきたいと考えております。

【竹花委員】 私も、平成10年度以前の高等学校の運営がどういうものであったのかを承知する立場ではありませんが、今のお話がおのとおりでとすると、学校経営の責任は校長先生にあるわけですので、校長先生が責任を負える形で学校運営が進められなければならない。それを妨げる事情がいかなる事情かはよくわかりませんが、あるとすれば、それは改善していただかなければならないことは当然だと思います。

そうしないと、東京都教育委員会で我々がいろいろ議論して決めた事柄を学校に持って行って、実施してくださいと言ったことが、どなたかによってもう一度決めなおされることは、教育行政全体の仕組みを変えてしまうもので、法令上の要請に反していると思っておりますので、平成10年度以前の在り方は改められるべきだと思います。

その後、様々な学校現場との意見交換もあって、現在もあるように思いますが、この問題は、私が申し上げた基本的な立場を維持しながら、しかし、一方で、学校運営自体は、教職員の方々を含めて全体で行っていくこととなりますので、皆さんがこれをやろうという気持ちにならないと、同じことをするにしてもなかなか効率的に、あるいは、目的に照らして正しく行うことが難しくなると思っておりますので、マネジメント

する側としても、どのようにして先生方に学校運営に協力していただき、また、あるいは一緒になって進めていただくようにするかについては、よほどの努力をしていただかなければならないと思います。

今回の案件は、事実関係は必ずしもよくわかりませんが、マスメディアが何と云うかは、それ自体はどうということはありませんが、現に学校運営に携わっている校長先生、一緒に教育に携わっておられる教職員の皆さん方がこの問題についてどう考えているのかについて、都教育委員会としてもしっかり実情を把握し、また、都教育委員会が考えていることを正しく先生方に認識してもらわなければいけないと思います。そういう努力は必要ですので、三鷹高等学校の校長先生のお話をお聞きすることも結構ですが、それ以外の管理者の立場もあれば、教職員の先生方の立場もあるでしょうから、やはり活発な学校運営がなされるような形で、この問題は、平成10年以降いろいろと検討されてきているようですが、学校現場の日常をよく把握することに努めていただいで対処していただければと存じます。

**【教育長】** 1件目の個人情報の件ですが、個人情報保護という点、私どもの政策決定意思形成過程における情報の取扱い、これについては、いかなる人から言われようとも、我々は守るべきものは守る、出すべきではないものは出さないということは、この事件以降も徹底しておりますので、今後もその方針で進みたいと思います。

**【委員長】** ありがとうございます。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時10分)